

○事業の目的

筑波キングス・ガーデン訪問介護事業所は介護保険法及び障害者総合支援法の理念に基づき利用者がその有する能力に応じ自立した生活を送れるよう適正な指定訪問介護(総合事業、居宅介護等同義)を提供する事を目的とする。

○運営の方針

筑波キングス・ガーデン運営理念に基づき、下記の事項を基本方針としています。

1. 「仕える」日々の祈りを大切に、喜んで利用者仕える。
2. 「利用者中心」利用者中心のケアを行い、自立した生活ができるように支援する。
3. 「尊厳」利用者の自由と尊厳を守り、ありのままにその人を受け入れ、心に寄り添う。
4. 「連携」利用者の安全と健康を支えるため、職種間の連携を密にする。
5. 「専門性」誰もが安心して生活できるように、専門性をもって地域社会に貢献する。

また、利用者の人権の擁護、身体拘束廃止等の適正化、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員等に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

○訪問介護の種類と地域

所在地	茨城県常総市大生郷町 1818 番地 2
介護保険	訪問介護・訪問型サービス
障害者総合支援法	居宅介護 重度訪問 同行援護
サービスを提供する範囲	常総市・坂東市

○訪問介護内容

身体介護・生活(家事)援助・通院等乗降介助・重度訪問介護・同行援護・訪問介護計画の作成

○職種・員数

管理者	1名
サービス提供責任者	1名
訪問介護員等	2.5名以上

○営業日及び営業時間(12月31日から1月3日休業)

平日・土日・祝日 通常時間 8:00~18:00 早朝 6:00~8:00 夜間 18:00~22:00

○訪問介護の利用方法

お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。

介護保険居宅サービス計画作成を依頼している場合は、担当の介護支援専門員にご相談ください。

○サービス提供記録の記載

訪問介護を提供した際には、その提供日及び内容について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載します。

○緊急時等における対応方法

訪問介護提供中、病状の急変、緊急事態の際は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告。

○身体拘束等の禁止

利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

○虐待の防止

虐待の疑いがある場合や虐待が起きそうな兆候を発見した時には、行政担当者とともに連携をしながら、早期発見と早期の適切な対応を行います。

○職場におけるハラスメントの防止

職場において性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

○秘密保持/個人情報保護

筑波キングス・ガーデン個人情報保護基本方針により、個人の権利や利益を保護することに、努めます。

○料金 ①利用料金(訪問介護費・加算・自己負担) 以下、表記は、1割負担分。

介護保険	基本単位数		身体に引き続き生活援助		2人の訪問介護員等		
身体介護	20分未満	163	所要時間が20分から記載して25分を増すごとに+65単位(195単位を限度)		×200/100		
	20-30分未満	244					
	30分~1時間未満	387					
	1時間以上	567(30分増す毎+82)					
生活援助	20-45分未満	179					
	45分以上	220					
通院等乗降介助	片道1回につき	97(障がい者も同)					
緊急時訪問介護加算	1回につき	100(障がい者も同)	※早朝・夜間帯は25%・深夜帯は50%増し。				
初回加算	過去2月間、訪問介護提供のない場合含	200(障がい者も同)	※地域区分単価 7級地 1単位 10.21円				
認知症専門ケア加算(該当時) (I):+3/日 (II):+4単位/日							
特定事業所加算 (I):×+20/100 (II・III):+10/100 / (IV):+5/100 / (V):+3/100							
介護職員処遇改善加算(I) 基本単位及び加算の総単位数に、所定加算率13.7%を乗じた単位数。							
介護職員等特定処遇改善加算(I) 基本単位及び加算の総単位数に、所定加算率6.37%を乗じた単位数。							
介護職員等ベースアップ等支援加算 基本単位及び加算の総単位数に、所定加算率2.4%を乗じた単位数。							
ご利用者の別途負担となるもの(介護保険・総合支援法) ●利用者居宅使用の電気、ガス、水道代金●家事援助に係る買い物等で利用者宅から目的地までの公共交通機関を利用した場合の交通費、入場料等・同行援護における交通費 ●通常地域以外は、交通費(¥40/km)							
訪問型サービス	(I)1,176 (II)2,349 (III)3,727						
総合支援法	30分未満	30分-1時間未満	1時間-1.5未満	1.5-2未満	2-2.5未満		
居宅介護 身体介護単位数	256	404	587	669	754		
居宅介護 家事援助単位数	30分未満	30-45分未満	45-1時間未満	1時間-75分未満	75分-1.5未満	1時間30分以上	
	106	153	197	239	275	311+15分増ごと35	
重度訪問介護	1時間未満	1時間-1.5未満	1.5-2未満	特定事業所加算(I) 所定単位 ×20%			
	186	277	369	(II・III) 所定単位 ×10%			
同行援護	30分未満	30分-1時間未満	1-1.5未満	1.5-2未満	2-2.5未満	2.5-3未満	3時間以上
基本部分	191	302	436	501	566	632	697+30分増ごと66
利用者負担上限額管理加算	150	※早朝・夜間帯は25%・深夜帯は50%増し。 ※地域区分単価 6級地 1単位 10.18円					

②キャンセル料 お客様の都合でサービス中止をした場合、下記のキャンセル料がかかります。

ご利用の前日 17時までに連絡いただいた場合・急病等止む得ない理由で訪問1時間前までに連絡があった場合	キャンセル料の発生無し
ご利用の前日 17時までにご連絡いただけなかった場合	該当基本料金の自己負担額相当額

○非常災害対策 訪問介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講じます。

○嘱託・協力病院(嘱託医師(特養配置)・協力病院) 水海道さくら病院 (訪問歯科) 飯泉歯科医院

○苦情受付担当者 渡辺喜代子(サービス提供責任者) 0297-24-5139

その他事業 第一種社会福祉事業 軽費老人ホーム(ケアハウス)、特別養護老人ホーム、常総広域障害者支援施設「ふれいあの杜」

第二種社会福祉事業 老人デイサービス事業、老人短期入所事業、老人介護支援センター事業、老人居宅介護等事業、守谷市障がい者福祉センター、一般相談支援事業、計画相談支援事業、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、障害者共同生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業

公益事業 居宅介護支援事業、生活支援配食サービス事業、生きがい支援サービス事業、生きがい支援サポート事業、介護職員初任者研修事業、一般乗用旅客自動車運送事業、地域生活支援事業、

特定施設入居者生活介護事業、介護予防特定施設入居者生活介護事業